

# 一般財団法人富山県教職員厚生会運営規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人富山県教職員厚生会定款（以下「定款」という。）第41条の規定により、この会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 会員

(権利)

第2条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 給付又は貸付を受けること。
- (2) 事業に参加すること。
- (3) 監事の報告を受けること。
- (4) この会の運営等について、理事会に対し、書面をもって意見を述べること。

(義務)

第3条 会員は、次の義務を負う。

- (1) 諸規程及び会議の決定に服すること。
- (2) 掛金を納入すること。

(権利譲渡の禁止)

第4条 会員の権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

## 第3章 評議員及び役員

(評議員候補者の推薦)

第5条 評議員候補者については、次の各号に掲げる者の中から選出し、評議員会に推薦するものとする。ただし、本会会員に限る。

- (1) 小学校長 1名
- (2) 中学校長 1名
- (3) 県立学校長 1名
- (4) 第1号、第2号及び第3号以外の小学校、中学校、特別支援学校に所属する者 2名以内
- (5) 第3号以外の高等学校に所属する者 2名以内
- (6) 退職会員 2名以内
- (7) 県教育委員会に所属する者 1名

2 前項第4号、同第5号に掲げる者の中には、理事長が推薦する者を含むものとする。

(役員候補者の推薦)

第6条 理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から選出し、評議員会に推薦するものとする。ただし、本会会員に限る。

- (1) 小学校長 1名
- (2) 中学校長 1名
- (3) 県立学校長 1名
- (4) 第1号、第2号及び第3号以外の小学校、中学校、特別支援学校に所属する者 1名
- (5) 第3号以外の高等学校に所属する者 1名
- (6) 小学校、中学校、県立学校事務職員 1名
- (7) 退職会員 2名以内
- (8) 県教育委員会に所属する者 2名以内

- (9) 事務局に所属する者 1名
- 2 前項第4号、同第5号に掲げる者の中には、理事長が推薦する者を含むものとする。
- 3 監事候補者については、定款に定める3名以内で、次の各号に掲げる者の中から選出し、評議員会に推薦するものとする。
- (1) 小学校長、中学校長及び県立学校長 1名
- (2) 前項以外の小学校、中学校、県立学校に所属する者 1名
- (3) 本会の顧問公認会計士 1名

## 第4章 事業

### (事業)

第7条 この会は、定款第4条の規定により次の事業を行う。

- (1) 教育、文化の振興に関する公益等事業
- ア 教職員美術展
- イ 奨学資金交付事業
- ウ その他必要な事業
- (2) 会員に対する共済事業・福利厚生事業
- ア 教育関係図書の発行及び斡旋
- イ 医療費の給付
- ウ 慶弔見舞金の給付
- エ 退会金の給付
- オ 資金の貸付
- カ 福祉施設の経営
- キ 個人年金の斡旋
- ク 特別弔慰金事業
- ケ 保険等の斡旋
- コ その他の福利厚生事業
- (3) その他必要な事業
- ア この会の目的達成のため必要な事業

### (部の設置)

第8条 前条の事業を運営するため、次の部をおく。

- (1) 一般事業部
- (2) 退職厚生部

2 前項各部の運営に必要なことは、別に定める。

## 第5章 掛金

### (掛金及び掛金率)

第9条 定款第35条第1項第1号・同第2号・同第3号及び同第5号の会員は、毎月掛金を納入しなければならない。ただし、理事長が特に必要があると認めたとときに限りこれを免除することができる。

- 2 掛金率は、給料月額1,000分の10とし、さらに退職厚生部に加入するものは、それに月額1,000分の5を加える。
- 3 給料が日額で定められているもの及び欠勤、休職その他の理由により、その給料の一部または全部を支給されないときにおいては、その者の受けるべき給料月額とする。
- 4 算出された掛金の円位未満は、切り捨てとする。

### (納入方法)

第10条 掛金の納入は、毎月給料受領の際、所属所長を通じて、所定の納入方法により納入するものとする。

## 第6章 会計

(会計及び経理単位)

第11条 この会の会計及び経理単位は、次のとおりとする。

- (1) 実施事業等会計
  - ア 公益事業経理
- (2) その他会計
  - ア 一般経理
  - イ 退職厚生経理
  - ウ 特別弔慰金経理
  - エ 事業経理
  - オ 施設経理
- (3) 法人会計
  - ア 業務経理

2 この会の経理について必要なことは、別に定める。

## 第7章 事務局・宇奈月保養所及び職員

(事務局・宇奈月保養所)

第12条 事務局・宇奈月保養所の組織及び運営については、別に定める。

(職員)

第13条 事務局・宇奈月保養所の職員の給与及び服務については、別に定める。

## 第8章 所属所及び所属所長

(所属所)

第14条 この会の所属所は、次のとおりとする。

- (1) 富山県教育委員会行政組織規則（以下「行政組織規則」という。）第5条に規定する室及び課
- (2) 富山県及び富山県内の市町村が設置する公立学校
- (3) 行政組織規則第16条に規定する出先機関及び教育機関
- (4) この会の事務局及び宇奈月保養所
- (5) 第2条第1項第1号・同第2号及び同第4号に規定する会員が出向及び派遣を命ぜられた機関及び団体
- (6) その他理事会において認めた教育関係団体

(所属所長)

第15条 前条に規定する所属所に所属所長をおく。

2 所属所長は前条各号に規定する所属所の長の職にある者をもって充てる。

## 第9章 雑則

(規則の変更)

第16条 この規則は、理事会の決議によって変更することができる。

## 附 則

1 この規則は、一般財団法人富山県教職員厚生会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。